

猟銃等所持者のみなさまへ



令和7年3月1日から制度が変わります！



① 猟銃等^{※1}の眠り銃取消し要件の拡大

※1 猟銃・空気銃・クロスボウ

獵銃等を3月1日以降2年間許可用途に供していない場合、所持許可を取り消される可能性があります。※2

複数の用途で所持許可を受け、一部の用途に3月1日以降2年間供していない場合、その用途で使用できなくなる可能性があります。



射撃場で練習する際に猟銃等を使用しただけでは、「狩猟・有害鳥獣駆除」のいずれの用途に供したともいえません。



技能講習で猟銃等を使用しただけでは、「狩猟・有害鳥獣駆除・標的射撃」のいずれの用途に供したともいえません。

※2 3月1日より前から所持許可を受けていた猟銃等については、3月1日より前の時点から継続して3年以上許可用途に供していない場合にも、所持許可を取り消される可能性があります。



② 帳簿に記載する事項

ライフル実包以外の実包については、散弾・単弾のどちらなのかを記載してください。

実包を消費したときには使用した猟銃の許可番号（銃番号でも可）を記載してください。



実包を消費したときに帳簿にその用途も記載することで使用状況を管理しやすくなります。

③ 銃身を追加する手続

種類（「ライフル銃」か「ライフル銃以外か」）が異なる銃身を追加するときは新規所持許可の手續が必要となります。



同じ種類の銃身を追加する際には、今までどおり、許可証の書換え手続で足ります。



違う種類銃身を追加する際には、追加する銃身の種類の教習を受ける必要があります。



ハーフライフル銃[※]をお持ちの方へ

※ 銃腔に旋翼を有する猟銃で旋翼を有する部分が銃腔の長さの1/5以上1/2以下のもの



① 技能講習

更新時にはライフル銃の技能講習（ライフル射撃場での単弾射撃）を受ける必要があります。



ハーフライフル銃と散弾銃を所持している場合、それぞれの技能講習を受ける必要があります。ハーフライフル銃と平滑（散弾銃）の替え銃身を所持している場合も同様です。



② 射撃教習

現在散弾銃を所持していない方が、新たに散弾銃を所持しようとする場合、別途散弾銃の射撃教習を受ける必要があります。



平滑（散弾銃）の替え銃身を所持しようとする場合も同様に、散弾銃の射撃教習を受ける必要があります。



③ サボットスラッグ弾の扱い（今までどおり）

無許可譲受数量中、サボットスラッグ弾は「ライフル実包50個」に含まれません。



サボットスラッグ弾については、従来どおり「銃用実包300個」の中に含まれます。内数規制はありません。

実包の譲受許可申請書には、今までどおりサボットスラッグ弾の番号を記載してください。